

令和5年5月2日

保護者 様

長岡京市教育委員会
教育長 西村 文則
長岡京市立長岡第十小学校
校長 杉本 里佳

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

平素より、本市の教育行政及び本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けて感染症法上の位置づけが5類へと移行することとなり、これまで3年余りに及んだ感染症対策も一つの節目を迎えることとなります。5類移行後は、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、児童生徒が安全・安心な環境の中で充実した学校生活を送ることができるよう、本市の5月8日以降の教育活動については、下記のとおり対応をいたします。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 感染症対策等について

- 毎日行っていた健康チェック表等の提出は不要となりましたが、毎朝の健康観察を心がけ、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養するようご協力をお願いします。
- 適切な換気や清掃による清潔な空間の確保に努めるとともに、手洗い等の手指衛生や咳エチケットを指導します。
- マスクの着用を求めないことを基本としますが、校外学習等で混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などは、マスクの着用を推奨することがあります。
- 十分な睡眠、適度な運動及びバランスの取れた食事を心がけ、身体全体の抵抗力を高めるよう指導します。
- 学校医やスクールカウンセラー等とも連携しながら、児童生徒の心身の状況把握や心のケアに努めます。

- 感染者やその家族等及びマスク着用やワクチン接種の有無に対する偏見・差別・いじめ・誹謗中傷等が生じないように、人権尊重の視点に立った指導を継続します。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患がある児童生徒については、主治医の見解を保護者に確認し、学校医等とも相談しながら対応を検討します。
- 感染流行時等に感染リスクの比較的高い活動については、一時的に対策を検討することが考えられますので、その際には、マスクの着用等推奨することがあります。

2 出席停止措置の取扱いについて

- 児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は出席停止とします。
なお、出席停止の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。児童生徒の感染が判明した場合には速やかに学校までご連絡ください。
- 同居する家族の感染が判明した場合においても、直ちに出席停止の対象にはなりません。
なお、児童生徒本人が感染している疑いがある場合や、感染する恐れがある場合には、校長判断により出席停止となる場合がありますので、ご理解いただくとともに、ご心配なことがあれば、学校までご相談ください。
- 原則、家族の発熱等体調不良で、お子様の登校を控えていただく必要はありません。

3 その他

- 長岡京市学校運営ガイドラインについては、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」と内容が重複する部分が多いため、本市のガイドラインは廃止します。今後は、必要に応じて、文部科学省のホームページをご確認ください。



文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 放課後児童クラブも学校と同じ扱いとなります。